

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	航空自衛隊プロモーション 映像等制作	広報LPS-X00039	
		承認	令和7年6月2日
		作成	令和7年6月2日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊 等名	航空幕僚監部 総務部総務課広報室		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊プロモーション映像等制作について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

1.2.1

映像等

動画及び写真

1.2.2

SNS

X, Facebook及びInstagram

1.2.3

SNS等

SNS及びYouTube

1.2.4

官側

航空幕僚監部総務部総務課広報室

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合(法令等を除く。)は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

著作権法(昭和45年法律第48号)

航空機の搭乗に関する達(昭和43年航空自衛隊達第8号)

航空生理訓練及び飛行適応検査の実施に関する達(昭和43年航空自衛隊達第7号)

件 名	航空自衛隊プロモーション映像等制作
-----	-------------------

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達

(昭和57年航空自衛隊達第5号)

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

航空自衛隊が示す要求内容に基づき、航空自衛隊プロモーション映像等の制作を行う。

2.2 全般事項

一見して理解でき、現場の臨場感を伝えることができる動画の特性を活用し、航空自衛隊の活動を通じて、テーマごと部隊の魅力及びその役割の重要性を伝え、航空自衛隊への興味喚起及び理解促進に活用できるものとし、テーマは以下のとおりとする。

- a) F-35部隊
- b) F-15部隊
- c) F-2部隊
- d) E-2c/d部隊
- e) 移動警戒隊
- f) 高射部隊
- g) 基地防空隊
- h) グローバルホーク部隊

2.3 主要広報対象

航空自衛隊の募集対象世代とされる10代後半から30代前半の男女とする。

2.4 制作条件

- a) コンピュータグラフィックス、プロカメラマンによる空撮を織り交ぜることにより、分かりやすく迫力を持たせるほか、ドキュメンタリータッチでストーリー性のある映像とする。動画は一連のシリーズとして配信するため、編集により統一性を持たせる。
- b) 契約の相手方は、動画制作に必要な技術及び制作設備を有すること、若しくは利用できること。
- c) 契約の相手方は、戦闘機等同乗空撮経験のあるプロカメラマンを有する又は契約ができること。
- d) 制作の校正にあたり、柔軟に対応できること。

2.5 制作要領

- a) 制作する映像は、1テーマにつきSNS配信用動画(15秒基準)、YouTube配信用動画(3分基準)とするほか、プロカメラマン撮影による取材部隊の広報に資する写真(50カット以上)を納品する。撮影する写真は、カレンダーやリーフレット等の印刷物、SNS等へ掲載した際に、航空自衛隊に対するポジティブな印象を喚起する写真であること。
- b) 契約の相手方は、契約締結後速やかに制作工程及びシナリオを作成し、官側の承認を受けるものとする。
- c) YouTube配信用動画は、契約の相手方が本役務のために新たに撮影したものを基本とし、静止画、CG、テロップ、BGM、効果音、ナレーション等を適宜効果的に組み合わせるものとする。

件 名	航空自衛隊プロモーション映像等制作
-----	-------------------

なお、動画の画質は4K以上とする。

- d) SNS配信用動画は、YouTube配信用動画の見所を集約した構成とし、CG、テロップ、BGM、効果音、ナレーション等を適宜効果的に組み合わせるものとする。
- e) 映像編集にあたっては、官側の指導のもと実施するものとし、編集の結節及び編集終了時には、官側の承認を受けるものとする。
- f) テーマごとの作成物は、表による。

表一作成物

作成物		数量	画質等	記録媒体
YouTube配信用動画 (保存用完成版)		1	4K動画データ (3840×2160) MOV形式及びMP4形式	外付けHDD (USB3.0対応)
YouTube配信用動画 (保存用シロ※) ※文字情報及びナレーション等無し		1	4K動画データ (3840×2160) MOV形式及びMP4形式	外付けHDD (USB3.0対応)
SNS配信用動画 (保存用完成版)		1	フルHD動画データ (1920×1080) MOV形式及びMP4形式 縦型映像	DVD-R
現地撮影映像	動画データ	1	4K動画データ (3840×2160) Windows(OS:Windows10) で閲覧可能なデータ形式	外付けHDD (USB3.0対応)
	写真データ	50カット以上	解像度300~350dpi 4677×6620ピクセル以上 内訳(基準)1シーン10カット	

3 納入前における映像確認

- a) 契約の相手方は、令和7年12月19日までに制作した動画一式を官側に提出し、映像の確認を受けるものとする。
- b) データ型式は、Windows(OS:Windows10)で閲覧可能なデータ形式とする。
なお、官側の確認後から納入までの間、当該制作データ修正用としてオンラインテストサイト若しくはスタンドアロンで閲覧可能な環境により、修正箇所の確認ができることとする。

4 検査

検査は、関係標準契約条項及び契約担当官の定める監督検査実施要領による。

なお、納入された映像等を試写し、上映可能な状態か確認することにより、合否の判定を行う。

件 名	航空自衛隊プロモーション映像等制作
-----	-------------------

5 その他必要な事項

5.1 空撮

- a) 空撮に際する航空機搭乗の手続は、**航空機の搭乗に関する達**に基づくものとする。
- b) 空撮する撮影者は、撮影時に低圧訓練証を提示すること。
 なお、低圧訓練証を取得する必要がある場合は、**航空生理訓練及び飛行適応検査の実施に関する達**に基づき所要の訓練を受けるものとする。
- c) 空撮の際は、安全を阻害しないような方法で、撮影機材の持込及び据付けを実施しなければならない。

5.2 立入

航空自衛隊の部隊等の長が定めた立入り禁止場所へ立入る契約の相手方の作業員は、**航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達**の定めるところにより、立ち入りを許可された者でなければならない。

5.3 情報の保全

契約の相手方は、本件で知り得たいかなる知識、情報について、第三者に漏らしてはならない。資料の取り扱いを十分に管理し、データの漏洩防止及び紛失防止に細心の注意を払い、情報の保全に徹するものとする。契約の相手方は納入後、官側と時期を調整した後に映像等のデータを消去するものとし、消去完了後、官側に書面（任意様式）により報告するものとする。

5.4 著作権

- a) この契約において、契約の相手方が取得した著作権（著作権法第21条から28条に規定する権利を含む。）は、全て官側に帰属するものとする。
- b) 提出された全ての映像等は、将来開発し得るあらゆるメディアにおいて、航空自衛隊が永久的、独占的かつ無制限に使用する権限を有するものとする。
- c) 契約の相手方は、この契約において第三者の著作権を侵害しないことを確認するものとする。
- d) この契約において制作した映像等が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求及び主張を行った場合は、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉及び訴訟を行うものとし、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担する。

6 仕様書の疑義

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、仕様書に規定されていない事項又は疑義が生じた場合には速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。